

# 会員だより (令和6年11月号)

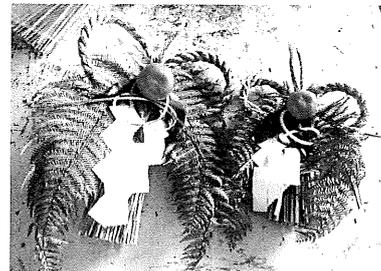
(公・社)北栄町シルバー人材センター

事務局 北栄町田井46-2 TEL36-6220

## = 正月用しめ飾りの注文を受けています =

今年も、恒例のしめ飾り作りを行い、販売します。  
詳細は、全戸配付しましたチラシをご覧ください。

・価格 (大)1個 1,200円 (小)1個 800円



作成個数は 700 個 (大 450 個、小 250 個)です。各世帯あたり、大小あわせて4個まで購入できます。作成個数になり次第、締切りさせていただきますので早めにお申し込み下さい。

## = しめ飾り作り講習会を開催します =

しめ飾り作り講習会を、11月24日(日)午後1時30分より、「北条高齢者福祉センター」で行います。準備の都合がありますので、参加を希望される方は、11月18日(月)までに、事務局へお申し込みをください。(先着10名まで)

## = 3町(北栄・琴浦・湯梨浜)シルバー会員 交流グラウンド・ゴルフ大会が開催されました =

10月25日(金)、湯梨浜町中国庭園燕趙園前で、3町シルバー会員交流グラウンド・ゴルフ大会が開催されました。当日は、3町から28人の参加があり、交流を深めながら、和やかな雰囲気の中、グラウンド・ゴルフを楽しみました。

上位成績者は以下のとおりです。

優勝 伊藤 邦夫さん(湯梨浜)  
(1R 19 2R 17 計 36 ホールインワン 2)

準優勝 奥村 直美さん(北栄)  
(1R 17 2R 23 計 40 ホールインワン 1)

3位 穉近 清さん(北栄)  
(1R 23 2R 21 計 44 )



## ＝スマホ教室(初級講座・ライン講座)を開きました＝

10月18日(金)、中央公民館大研修室でスマホ教室(初級講座・ライン講座)を開催しました。講師のTCC職員さんから、スマートフォンの基本操作からラインアプリの使い方まで、スマホを実際に使いながら教わりました。



## ＝フリーランス新法※が11月1日から施行されました＝

(※特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)

この法律は、組織に属さずフリーランス(個人)として働く人々が、受託する(した)業務に安定的に従事できる環境を整備するため、フリーランスを利用することで利益を得る事業所の側に、禁止事項や配慮義務等の規制を課すためのものです。

請負・委任の形で就業するシルバー会員は、形式的に個人事業者(フリーランス・特定受託事業者)であり、企業や個人からの発注を受けて、会員に業務を委託するシルバー人材センターは、フリーランス法上の「特定業務委託事業者」に該当します。

フリーランス法の施行で、シルバー事業において特段の問題が生じることはあまり考えられませんが、唯一、シルバー人材センターは、フリーランス法第3条(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)を行わなければならないことになりました。

これにより、就業される会員の皆さんには、11月より「※取引条件明示書」を交付しますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※この「取引条件明示書」には、①就業日、②就業場所、③配分金の額、④配分金の支払期日などが記載されているものです。

※フリーランス法が施行されたことで、シルバー会員の皆さんが、特別に何かをしなければならないということはありません。(業務を委託する側のシルバー人材センターに、しなければならないことが規定されたものです。)